

公共事業評価について

1 公共事業評価の目的

県が実施する国庫補助事業（交付金を含む）及び県単独事業（以下「公共事業」という。）について、事業着手前から完了後までの各段階において、公共事業評価を実施し、評価結果等を公表することにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性を向上させることを目的とする。

2 公共事業評価の種類

本県における公共事業の評価は、以下のとおり。

●新規評価（第三者*からの意見聴取を実施）

県が事業主体となる事業で、新たに事業着手しようとする箇所のうち、災害復旧、維持管理等の事業、調査のみ等を除く箇所について評価を行う。

●再評価（第三者*からの意見聴取を実施）

事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業や、事業採択後長期間が経過している事業について評価を行う。

○継続調査

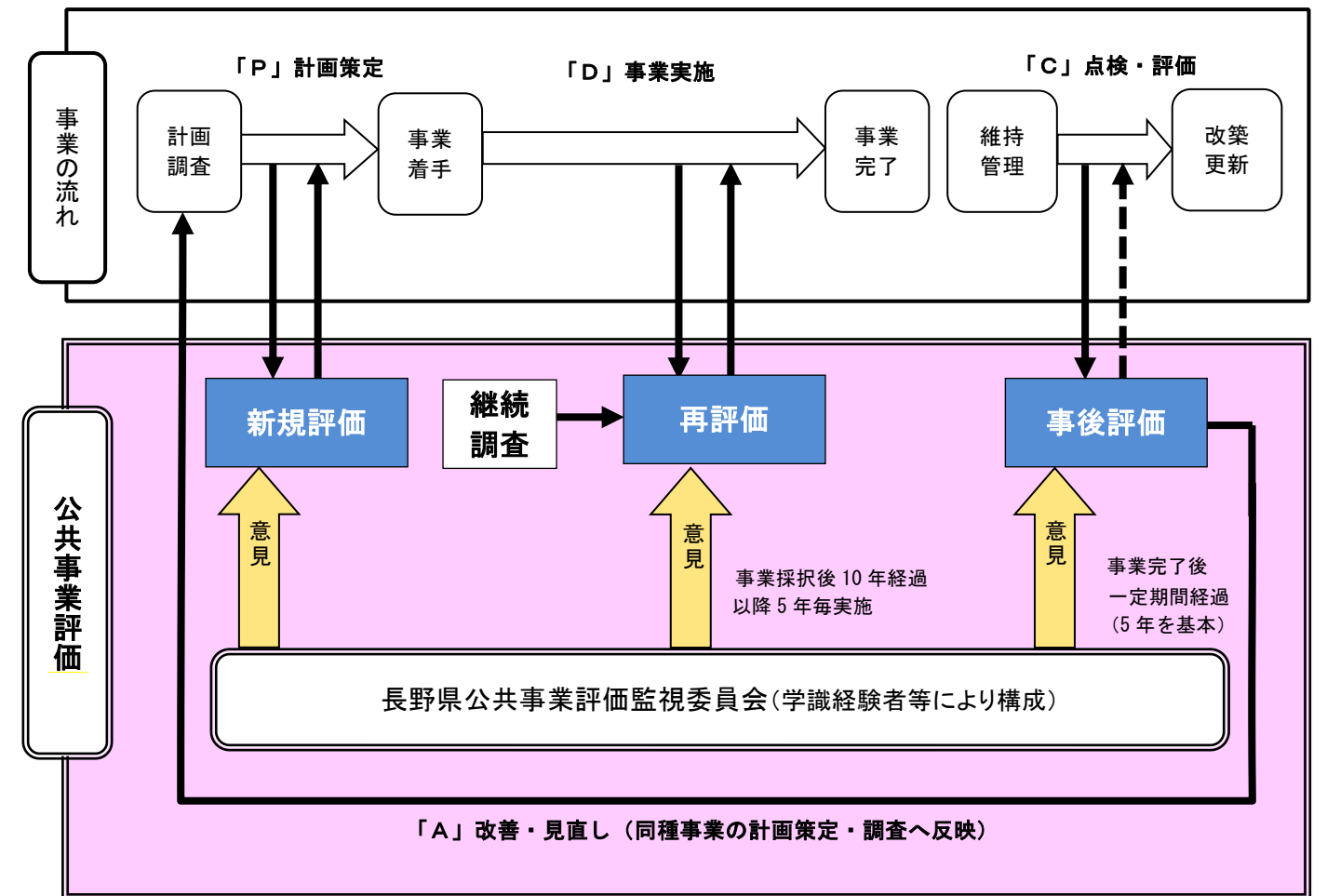
事業を継続する箇所で、再評価の実施を検討するため、事業の進捗状況、今後の方針について調査を行う。

●事後評価（第三者*からの意見聴取を実施）

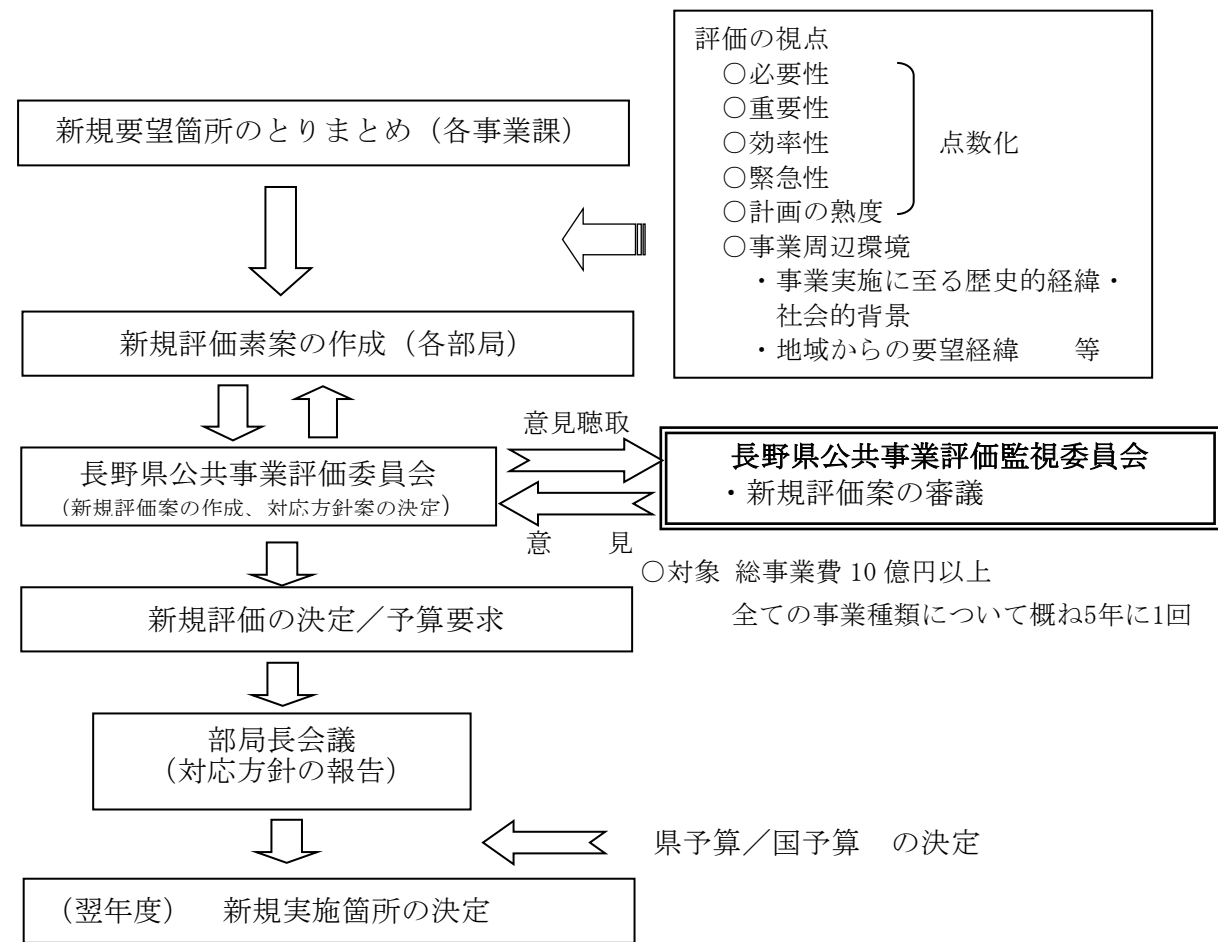
新規評価を行った事業で、事業完了後一定期間を経過した時点で効果の発現状況などの評価を行う。

※第三者：長野県公共事業評価監視委員

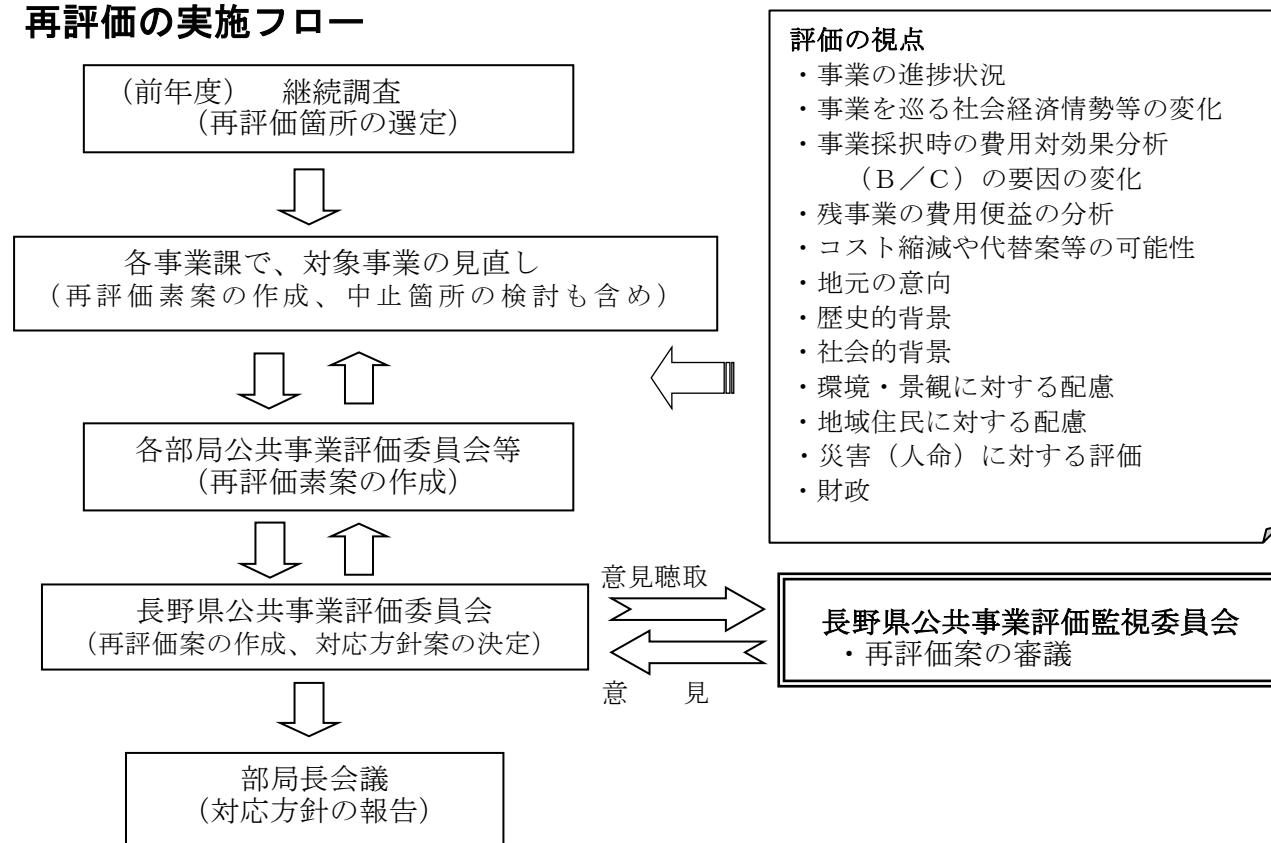
3 公共事業評価の概念図



4 新規評価の実施フロー



5 再評価の実施フロー



6 事後評価の実施フロー

